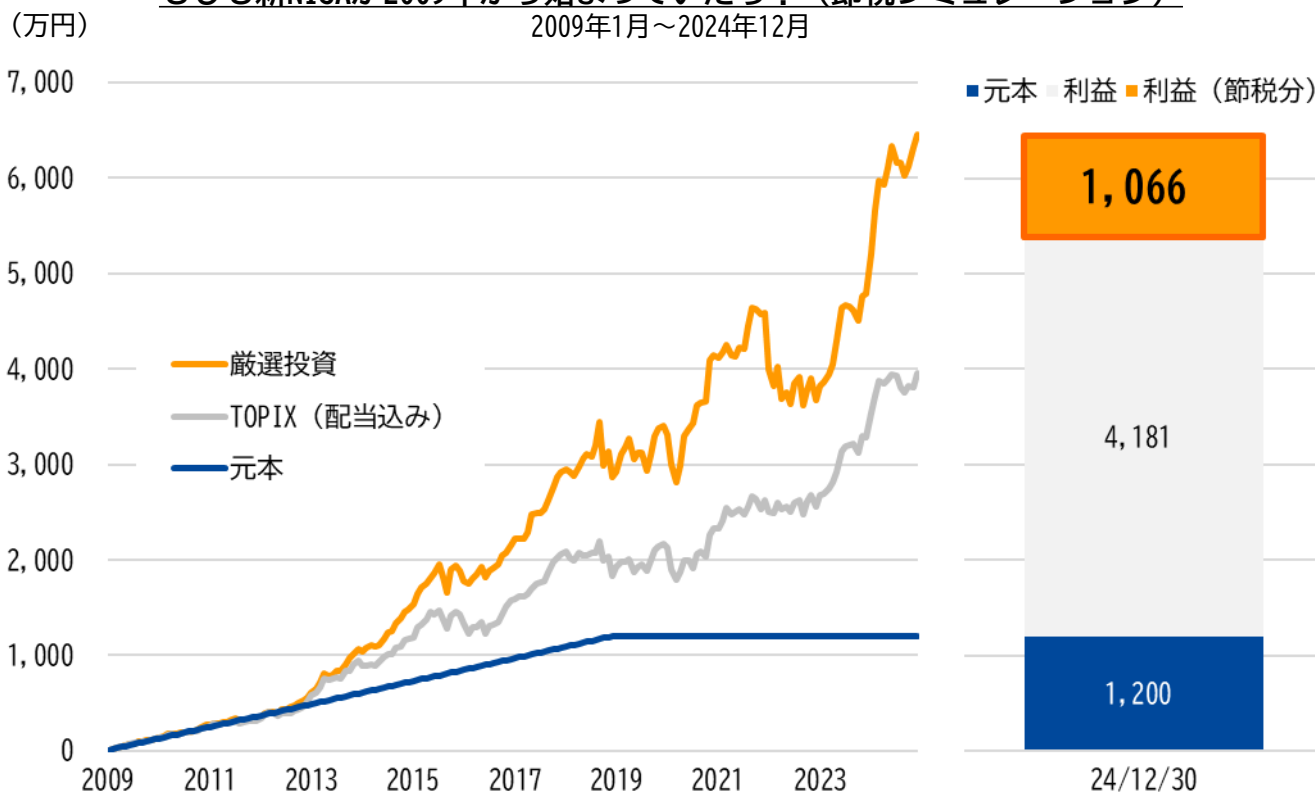


# 新NISAこそアクティブ・ファンドを活用しよう!!

NISA(ニーサ)は、少額からの投資を行う方のために2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。2024年1月から新制度が開始され「**新NISA**」としてスタートしました。通常、株式や投資信託等の金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。一方で**NISA口座で投資した金融商品から得られる利益は非課税**になります。仕組みは若干複雑ではありますが、**要点としては高い投資リターンが期待される金融商品こそNISA口座を活用するメリットがある**ということです。

当レポートでは、NISA口座を活用してスパークス・新・国際優良日本株ファンド(愛称:厳選投資)に投資した場合のシミュレーションをしました。

## もしも新NISAが2009年から始まっていたら？ (節税シミュレーション)



### 【シミュレーションの結果】

「厳選投資」に2009年1月から毎月末に10万円を積立投資を実施し、元本(投資額)が1,200万円に到達するまで続けます。到達後は2024年12月末日まで保有し、その時点で売却した場合、**1,200万円の元本は6,447万円まで拡大し、通常課税されてしまう20.315%分(1,066万円分)が非課税**となります。これはTOPIX(配当込み)に投資するよりも、500万円以上節税による利益が大きくなります(TOPIX(配当込み)の場合は559万円が節税による利益)。

- ※ 当ファンドの過去のパフォーマンスは分配金再投資基準価額の月末値をもとに計算しています。分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の価額を用い、税引前の分配金を再投資したものと計算してあります。従って実際の投資家利回りとは異なります。
  - ※ TOPIX(配当込み)は当ファンドのベンチマークではありません。
  - ※ 上記はご理解を深めていただく為のシミュレーションです。全てのケースに当てはまるものではなく、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
  - ※ 記載された意見や予測などについては、資料作成時点での見解を示すものであり、今後予告なしに変更されることがあります。
- 出所: FactSet Pacific Inc.、スパークス・アセット・マネジメント  
本資料の最後に付記しております免責事項を必ずお読み下さい。

## 新NISA 活用のコツは 高いリターンと長い期間

NISAを活用し、節税効果を高める為には、高いリターンが期待される金融商品を長く持ち続けることが重要です。一例を挙げてみましょう。下の表は、金融商品に100万円投資した場合に「投資リターン(利益)」と「投資期間(運用期間)」の組み合わせによって、節税金額の差を計算した結果です。

### 「リターン」と「期間」の組み合わせによって非課税※となる金額（100万円投資した場合）

※上記の「非課税」とは、新NISAを利用しない場合にかかる税金となる金額を指します。

単位：万円		運用期間におけるリターン（年率）									
		2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%
運用期間（年）	1	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4
	2	1	2	3	3	4	5	6	7	8	9
	3	1	3	4	5	7	8	10	11	13	15
	4	2	3	5	7	9	12	14	16	19	22
	5	2	4	7	10	12	15	19	22	26	30
	6	3	5	9	12	16	20	24	29	35	40
	7	3	6	10	15	19	25	31	37	44	52
	8	3	7	12	17	23	30	38	46	56	67
	9	4	9	14	20	28	36	46	57	70	85
	10	4	10	16	24	32	43	55	69	86	105
	11	5	11	18	27	38	50	66	84	105	131
	12	5	12	21	31	43	59	78	100	128	161
	13	6	14	23	35	50	68	91	120	154	197
	14	6	15	26	39	57	79	107	142	186	241
	15	7	16	28	44	65	91	125	168	223	293
	16	8	18	31	49	73	104	145	198	267	355
	17	8	19	34	55	82	119	168	233	318	430
	18	9	21	38	61	93	136	195	273	379	521
	19	9	22	41	67	104	155	225	320	451	629
	20	10	24	45	74	116	176	259	375	536	759

赤枠内(年率12%の金融商品を16年間保有した場合)のケースでは、100万円の元本が613万円まで増加します。100万円に対する投資リターン(613万円-100万円)は513万円となります。通常この金額に20.315%の税金が発生する為、104万円(513万円×20.315%)の税金を支払う必要がありますが、NISAを活用すれば当該金額が非課税となります。

スパークス・新・国際優良日本株ファンド(愛称:厳選投資)は2008年3月28日の運用開始以来、長きにわたって魅力的な投資リターンを実現してまいりました。

2024年12月末日現在、設定来(約16年9ヶ月)の年率リターンは12.86%となっています。今後も、もっと良い投資を目指して企業調査に励んでまいります。今後のパフォーマンスにも是非ご期待ください。

※ 上記はご理解を深めていただく為のシミュレーションです。全てのケースに当てはまるものではなく、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※ 年率リターンは計算期間における年率(1年換算)の収益率を示しています。

※ 当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

出所：スパークス・アセット・マネジメント

本資料の最後に付記しております免責事項を必ずお読み下さい。

## ■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、次の通りです。

●株価変動リスク ●集中投資のリスク ●信用リスク ●その他の留意事項(システムリスク・市場リスクなどに関する事項)

※ 基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※ 詳しくは販売会社までお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.804%(税抜1.64%)を乗じて得た額とします。 【信託報酬の配分:内訳(税抜)】 委託会社:年率0.90%、販売会社:年率0.70%、受託会社:年率0.04% 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ 監査費用:ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用:有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用
その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、その都度信託財産から支払われます。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※ 組入有価証券の売買委託手数料:有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### <特化型に関して>

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

## ■ ファンドの関係法人について

- 委託会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号  
(加入協会) 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社  
委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託を行います。
- 販売会社 下記一覧参照  
ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

販売会社	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社SBI証券*	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
株式会社さらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○		
株式会社さらぼし銀行 (委託金融商品取引業者:さらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○		
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者:さらぼしライフデザイン証券株式会社) (オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
さらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者:株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
損保ジャパンDC証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第106号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
東海東京証券株式会社*	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第346号	○		○	○

\* 株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

## ■ 指数について

### 東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXは、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、JPXはTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

## 免責事項

- 当資料はお客様向け資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込みを行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。
- 当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。
- 当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。
- 当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社まで。

【お問合せ先】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
【ホームページ】 <https://www.sparx.co.jp/>  
【電話番号】 03-6711-9170(受付時間:営業日の9:00~17:00)

# SPARX

© 2025 SPARX Asset Management Co., Ltd.